

最高裁秘書第3136号

令和4年10月27日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年10月19日に答申（令和4年度（最情）答申第20号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第57号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和4年3月28日（令和3年度（最情）諮詢第57号）

答申日：令和4年10月19日（令和4年度（最情）答申第20号）

件名：最高裁判所が法務省から司法試験合格者の順位が分かる文書を受領した際に取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「最高裁が法務省から司法試験合格者の順位が分かる文書を受領した際に取得した文書（直近の事例に関するものであり、司法試験合格者の氏名が含まれる部分は除く。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年2月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

任官希望の司法修習生の司法試験合格時の順位は、その者を判事補として採用するかどうかを決定する際に不可欠の情報であるから、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所では、司法修習生の採用、司法修習及び司法修習の終了等の事務を行っているが、これらの事務のために司法試験合格者の順位が分かる文書を取得する必要はなく、文書の取得を義務付ける規範もない。本件開示の申出を受けて、念のため最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなか

った。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和4年3月28日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月15日   | 審議                  |
| ④ 同年9月9日    | 審議                  |
| ⑤ 同年10月14日  | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法修習生の採用、司法修習及び司法修習の終了等の事務のために司法試験合格者の順位が分かる文書を取得する必要はないとのことである。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所が法務省から司法試験合格者の順位が分かる文書を受領していないこと、最高裁判所が上記司法修習に関する事務を行うに際し、司法試験合格者の順位が分かる文書は必要ないことが認められ、上記確認結果を踏まえれば、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、任官希望の司法修習生の司法試験合格時の順位は、その者を判事補として採用するかどうかを決定する際に不可欠の情報であるとして、本件開示申出文書が存在する旨主張するが、苦情申出人の主張は、司法試験の合格者の順位が分かる文書が最高裁判所に存在することを具体的に裏付けるものではなく、採用することはできない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子